平成２９年（フ）第２４３号
埼玉県川口市元郷３丁目６番18号　栄和グリーンマンション203号
破産者　大室いづみ
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２８５号
埼玉県加須市岡古井477番地１
破産者　田辺　利江
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３７５号
埼玉県川口市並木４丁目23番20号　ＫＹハイツ102号
破産者　坂口　　進
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４０９号
埼玉県北本市深井１丁目100番地２　ソル・レヴェンテ203
破産者　大塚　　直
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４１０号
埼玉県北本市深井１丁目100番地２　ソル・レヴェンテ203
破産者　大塚　寛子
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４２１号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室2278番地４
破産者　細田　佳生
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２８８号
大阪府岸和田市作才町1254番地　ロニヨン201号
破産者　和田　悦子（旧姓奥野）
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２０１号
奈良県宇陀市榛原福地133番地の１　グローリーホーム福地502号
破産者　ガレージオールディーズこと　山本光治
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１６号
徳島県名西郡石井町石井字石井1257番地２　スクエアヴィレッジ石井Ⅱ　Ｃ、旧住所徳島県板野郡北島町鯛浜字大西77番地１　ルミナス北島　Ｄ―102号
破産者　西谷　圭司（旧姓山本）
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４号
徳島県徳島市徳島町３丁目34番地　鎌田ビル201
破産者　長江　伯晃
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８号
徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字芙蓉山下208番地１
破産者　角　　洋介
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５７号
徳島県徳島市三軒屋町外23番地の126　メゾン三軒屋203
破産者　大迫　　敦
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０８号
福岡県飯塚市片島３丁目13番32号　ワタナベアパート101（開始決定時の住所　福岡県飯塚市綱分834番地14　ウエストウイングＣ101）
破産者　植杉　　清
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１０９号
福岡県飯塚市片島３丁目13番32号　ワタナベアパート101（開始決定時の住所　福岡県飯塚市綱分834番地14　ウエストウイングＣ101）
破産者　植杉　昭代
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第２３７号
福岡県久留米市城島町下青木1282番地11
破産者　吉開　慶二
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２０５３号
札幌市厚別区上野幌１条１丁目12番１号　ドリームハイツＣ―201
破産者　上田　絢矢
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６１９号
札幌市東区東雁来12条４丁目２番１―202号
破産者　桧森　祐介
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部